

小規模多機能型居宅介護施設 幸老吉清水

< 運営規程の概要 >

フリガナ	ショウキボタキノウガタキョウタクカイゴシセツコウロウヨシミス		サービスの種類	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	
事業所名	小規模多機能型居宅介護施設 幸老吉清水		事業所番号	1591700230	
所在地	〒 959-1614 五泉市馬下1814-19		フリガナ	サイトウ マサコ	
			管理者	斎藤 雅子	
電話番号	0250-47-3361		FAX番号	0250-47-3362	
登録定員	29人	通い定員	18人	泊り定員	9人
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)			
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)			
その他の費用	朝食:350円 昼食:700円 夕食:550円 宿泊費:1,800円/泊 テレビ貸出:50円/日 理美容:実費 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品及び教養娯楽に要する費用:実費				
通常の送迎地域	五泉市				

< 従業者の勤務体制 >

職 種	員 数	備 考
管理者	1人	常勤:他の職種と兼務
介護支援専門員	1人	常勤:他の職種と兼務
介護従業者	6人以上	

< 秘密の保持 >

- 当施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由がない限り漏らしません。契約終了後も同様に対応します。
- 従業員が当施設の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事業を使用する場合は、予め文書により同意を得ることとします。

< 虐待防止のための措置 >

- 当事業者は虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、内容を従業者へ周知しています。
- 当事業者は虐待防止のための指針を整備しています。
- 虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- 虐待防止のための担当者を定めています。

< 事故発生時の対応 >

- 当事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

< 緊急時における対応方法 >

- サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

< 非常災害対策 >

- 当事業者は、施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画を定めています。
- 非常災害、その他の緊急時に備え、年2回以上の避難訓練を実施しています。

< 非常災害対策 >

- 当事業者は、施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画を定めています。
- 非常災害、その他の緊急時に備え、年2回以上の避難訓練を実施しています。

< 業務継続計画の策定 >

- 当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための計画(業務継続計画)を定め、必要な措置を講じています。
- 業務継続計画に従業者に周知し必要な研修、訓練を実施しています。
- 業務継続計画は必要に応じ見直し、変更を行っています。

< 苦情処理の体制 >

- 「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおりとなります。

< 利用料 >

サービスを利用した場合にお支払いただく利用者負担金は、原則として下記の基本料金料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。

○ 基本部分

区分	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
要支援1	34,500 円	3,450 円
要支援2	69,720 円	6,972 円
要介護1	104,580 円	10,458 円
要介護2	153,700 円	15,370 円
要介護3	223,590 円	22,359 円
要介護4	246,770 円	24,677 円
要介護5	272,090 円	27,209 円

※利用料は1月あたりの料金となります。

○ 加算

加算	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
初期加算	300 円/日	30 円/日
認知症加算(Ⅰ)	9200 円/月	920 円/月
認知症加算(Ⅱ)	8900 円/月	890 円/月
認知症加算(Ⅲ)	7600 円/月	760 円/月
認知症加算(Ⅳ)	4600 円/月	460 円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2000 円/日	200 円/日
若年性認知症利用者受け入れ加算	8000 円/月	800 円/月
※介護予防サービスの場合	4500 円/月	450 円/月
看護職員配置加算(Ⅰ)	9000 円/月	900 円/月
看護職員配置加算(Ⅱ)	7000 円/月	700 円/月
看護職員配置加算(Ⅲ)	4800 円/月	480 円/月
看取り連携体制加算	640 円/日	64 円/日
訪問体制強化加算	10000 円/月	1000 円/月
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	12000 円/月	1200 円/月
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	8000 円/月	800 円/月

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1000 円/月	100 円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2000 円/月	200 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	200 円/回	20 円/回
科学的介護推進体制加算	400 円/月	40 円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1000 円/月	100 円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100 円/月	10 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7500 円/月	750 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6400 円/月	640 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	3500 円/月	350 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ	(基本利用料+すべての加算の合算)×0.041	
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本利用料+処遇改善加算を除くすべての加算の合算)×0.017	

(参考様式5)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	小規模多機能型居宅介護施設 幸老吉清水
申請するサービス種類	(介護予防)小規模多機能型居宅介護

措置の概要
<p>1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置</p> <p>苦情処理の窓口を以下のとおり設置する。</p> <p>①窓口設置場所 五泉市中川新5541-1 小規模多機能型居宅介護施設幸老吉清水事務室 0250-47-3361</p> <p>②窓口開設時間 午前8時30分 から 午後5時30分</p> <p>③苦情受付担当者 斎藤 雅子(管理者)</p> <p>④苦情解決責任者 菊入 理(園長)</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <p>(1)相談及び苦情の対応 相談又は苦情電話があった場合は、原則として事業管理者が対応する。 事業管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。</p> <p>(2)確認事項 相談対応者は以下の事項について確認を行う。</p> <p>①相談又は苦情のあった利用者の氏名、②提供したサービスの種類、年月日及び時間、③サービス提供した職員の氏名(利用者が分る場合)、④具体的な苦情・相談内容、⑤その他参考となる事項</p> <p>(3)相談及び苦情処理回答期限の説明 相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。</p> <p>(4)相談及び苦情処理 概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。</p> <p>① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。 ・サービスを提供した者から概況説明 ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討 ・文書による回答案の検討</p> <p>② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。</p> <p>③ 市町村や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。</p> <p>④ 事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。</p> <p>3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)</p>

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。